

<< 用語の解説 >>

<あ行>

■ 愛食運動

道が提案している「道産食品を愛用しよう」という運動。スローフード運動や地産地消、食育の取組を総合的に普及啓発し、食に対する考え方等を見直す活動。

■ 遺伝子組換え作物

ある作物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせるために組み込まれた作物のこと。GM (Genetically Modified) 作物ともいう。

自然では交配しない作物から遺伝子を持ってくることができると、従来の掛け合わせによる品種改良では不可能と考えられていた特長を持つ農作物を作ることができる。

道では、GM条例を制定し、道内における遺伝子組換え作物の栽培ルール等を規定している。

■ エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(導入指針)に基づく生産方式を導入しており、北海道知事より認定を受けた農業者の愛称。

北海道では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(みどりの食料システム法)に基づき、北海道知事が認定した農業者等のうち、導入指針に基づく生産方式を導入するとして認定を受けた農業者がこの愛称を使用できる他、令和4年7月1日に廃止された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、北海道知事から認定を受けた農業者も認定期間終了までこの愛称を使用できる。

<か行>

■ 開放系

施設、設備その他の建造物の外部の気や水、土といった環境中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する措置がとられていない状態のこと。

■ 化学肥料

肥料のうち化学合成されたもの。化学合成とは、化学的手段(生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。)によって化合物及び元素を、構造の新たな物質に変化させることをいう。(「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」)

■ 関税割当制度

一定の輸入数量(割当数量)の枠内に限り、無税又は低税率(一次税率)を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率(二次税率)を適用することによって国内生産者の保護を図る仕組みのこと。

■ 牛群検定（乳用牛群能力検定事業）

地域の酪農家で組織する検定組合に所属する検定員が、毎月1回、組合に加入する酪農家が飼養する乳牛の乳量・乳成分率・体細胞数・繁殖成績・濃厚飼料給与量等のデータを記録し、収集したデータを「検定成績表」として加入する酪農家へ提供する仕組みのこと。

各酪農家は、出荷する生乳の品質管理や、飼養する乳牛の飼養・繁殖管理、経営内の牛群の改良（雌牛の選抜・淘汰）など、様々な要素から経営改善に役立てている。

■ 基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、普段仕事として主に農業に従事している者。

■ グリーン・ツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながらゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものをいう。

グリーン・ツーリズムを受け入れる農村の取組には、ファームイン（農家民宿）、ファーム（農家）レストラン、直売所、観光農園、市民農園等がある。

■ クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

■ 後代検定（乳用種雄牛後代検定事業）

種雄牛の候補となる雄牛（候補種雄牛）の遺伝的能力を、その娘牛（後代検定娘牛）の牛群検定成績などから評価する方法のこと。

■ 荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

■ 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。また、個人経営体は、世帯員の従事状況や農業所得等によって、次のとおり分類される。

主副業別	主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
	準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
	副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
	農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。
農業従事者等	農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
	基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

■ コントラクター

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農協のほか、民間企業によるものがある。

<さ行>

■ 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

■ 食品ロス

本来食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう食品のこと。

■ 食料自給率

国民の食料消費が、国内の食料生産でどの程度賄えているかを示す指標で、食料全体における自給率を示す総合食料自給率には「供給熱量ベース」と「生産額ベース」の2つがある。

国民に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内生産の割合を示す「供給熱量ベース」については、平成30年度（2018年度）で37%（概算）と、主要先進国で最低の水準となっており、世界の食料需給が中長期的にひっ迫する可能性があると言われる中、不測の事態（世界的な不作等による食料輸入の大幅な減少等）が生じた場合に、国民が必要とする食料が確保できなくなることも懸念されている。

■ 食料自給力

国内農林水産業生産による食料の潜在生産能力を示す概念で、その構成要素は、農産物は農地・

農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者、水産物は潜在的生産量と漁業就業者とされている。

■ スマート農業

ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

■ センシング（リモートセンシング）

対象物に触れることなく、物体が反射・放射する電磁波を遠隔（人工衛星やドローン）から計測することにより、物体の形状や性質などを識別する技術。

<た行>

■ 地域計画（人・農地プランの法定化）

農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、市町村では人・農地プランを作成し、地域の中心となる経営体への農地の集約化に向けた取組を行ってきたところであるが、令和4年5月の基盤法の一部改正に伴い、人・農地プランは法定化され、令和7年3月末までに、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した「目標地図」を盛り込み、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を作成するものとされている。

■ 地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取組で、各地において、直売所等を利用した新鮮な地場産品の販売のほか、消費者と生産者の交流活動など多様な取組が展開されている。

■ 地理的表示（GI）

農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産品と結びついているということ特定できる名称の表示。

■ デジタルトランスフォーメーション

IoTやAI、クラウドといったデジタル技術を使って、既存製品の付加価値を高めたり、業務の効率化を図ったりする「デジタル化（digitalization）」にとどまらず、デジタル技術を駆使して経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。

■ 糖価調整制度

輸入糖及び異性化糖と国産糖の価格を調整し、輸入糖、異性化糖及び加糖調整品からの調整金並びに国からの交付金を財源として、国産糖及び原料作物への助成を行う制度のこと。

■ 道産食品独自認証制度（きらりっぷ）

北海道の豊かな自然環境や高い技術を活かして生産される安全で優れた道産食品を認証する仕組みとして、道が平成16年4月から始めた制度。平成31年1月現在で21の品目に関する認証基準が定められており、各々において、①原材料に関する基準、②生産情報の提供に関する基準、③安心に関する基準、④商品特性の評価に関する基準及び⑤官能検査の方法に関する基準が規定され、これらに適合する審査を受けることが要件となっている。「きらりっぷ」という愛称で呼ばれ、商品には認証マークが付けられている。

■ 道産食品登録制度

北海道の豊かな自然環境の下で生産された農産物等の原材料を使用して、道内で製造・加工された道産食品を登録する仕組みとして、道が平成18年1月から始めた制度。道産原材料については、北海道産（記載可能なものは市町村名やその他一般に知られた地名）と表示することや、商品形態については、最終の出荷形態と消費者の入手形態は同一のものであること等が要件となっている。商品には登録マークが付けられている。

■ 道産食品全国モニター

全国46都府県に各1名ずつ設置している。道産食品の表示状況を消費者の日常の購買行動の中で調査するとともに、道産食品の表示などについて意見を提言するモニターのこと。

■ 特定危険部位

牛の体内でBSEの原因となるBSE（異常型）プリオンたんぱく質が蓄積されやすい部位。日本においては全月齢の牛の扁桃、回腸遠位部（回腸末端2メートルの部分）、30か月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除く）、せき髄、せき柱のことをいう。

■ 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルス感染による家きんの疾病。そのうち、家きんに高致死性の病原性を示すものを、高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。

■ トレーサビリティシステム

食品の生産、加工、流通及び消費に至る各過程において、食品の移動を把握することで、食品がどこから来てどこへ行くのかを分かるようにする仕組み。

個々の生産者・食品事業者が、何を、いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを記録し、それを保存することにより、問題が発生した場合に、その発生か所を速やかに特定し、商品を回収するなど、食品の流通ルートの安全性を確保することなどの効果がある。

■ ドローン（無人航空機）

航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により、飛行させることができるものをいう。（航空法より抜粋）

<な行>

■ 中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく、または、うちしょく）」の中間にあつて、市販の弁当やそう菜、調理済みパンなど、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場、学校、屋外等へ持ち帰り、そのまま食事として食べること。

■ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度で、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村等（農業経営を営む区域が複数市町村にまたがる場合、国又は都道府県が認定）か

ら計画の認定を受けた者。

■ 農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。

- ① 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- ② 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が一定の基準以上の農業
- ③ 農作業の受託の事業

注1：令和元年までの統計の定義

農業経営体は、1世帯（雇用の有無を問わない。また、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。）で事業を行う「家族経営体」と、複数戸法人等、家族経営体以外で農産物の生産もしくは農作業の受託のみを行う「組織経営体」に分けられる。

注2：令和2年からの統計の定義

農業経営体は、1世帯（雇用の有無を問わない。なお、一戸一法人は含まない。）で事業を行う「個人経営体」と、個人経営体以外の「団体経営体」とし、団体経営体のうち法人化して事業を行う経営体を「法人経営体」と再定義される。

■ 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の人口。

■ 農業法人・農地所有適格法人

「農業法人」は農業を営む法人の総称で、農地等の利用の有無にかかわらない。

「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項の規定に適合し、農地の所有権や賃借権等の権利を取得できる法人。農地を所有できる法人であることを明確にするため、28年4月の農地法改正により、要件を満たす法人の呼称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更された。

■ 農村ツーリズム

農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源に生かし、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで取り組む滞在型観光。

■ 農地中間管理機構

農地中間管理事業に係る業務の実施主体として、農地保有合理化法人に代わって、都道府県に一を限って指定された法人。本道においては、（公財）北海道農業公社が、平成26年3月26日に道から機構の指定を受けている。

■ 農地中間管理事業

農地中間管理機構が農用地等の出し手から農用地等を借受け、必要に応じて基盤整備などの条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付ける制度。

■ 農地売買等事業

農地中間管理機構が農用地等を出し手から買入れ、一時貸付け後に担い手へ売り渡す事業。平成

25年度まで農地保有合理化法人が行ってきたが、農地中間管理事業の創設とともに、農地中間管理機構が実施する特例事業として継続された。

■ 農泊

農山漁村地域ならではの伝統的な生活体験と地域の人々との交流を楽しみつつ、農家や古民家等での宿泊によって、旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行。

<は行>

■ バイオマス

生物資源（量）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭等の化石資源を除いたものをいう。具体的には、稲わらやもみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くず等で、エネルギーや新素材等として利用可能なもの。

バイオマスをエネルギーや新素材として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成、農林漁業の活性化など、早急に取り組むべき課題解決に貢献できることから注目されている。

■ 反転均平工法

ほ場整備の整地工において、従来のブルドーザによる「突き均し工法」や「表土扱い工法」に代わり、トラクタ又はブルドーザに装着されたレーザープラウを用いて土壌を反転し、ほ場の乾燥後、レーザーレベラーで均平作業を行う工法。従来工法に比べ表土の移動がなく、また、作業速度が速いことから、工事費に係る建設コストの縮減が図られる。

■ 販売農家

家族経営体のうち、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。また、販売農家は、世帯員の従事状況や農業所得等によって、次のとおり分類される。

販売農家	専兼別	専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家
		兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
			第1種
	第2種	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家で、農業所得を従とする農家	
	主副業別	主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
		準主業農家	農業所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
副業的農家		65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家	

※令和元年までの統計の定義

■ ファームイン

農家民宿のこと。近年では農村地域において、ファームインを通して、その自然や文化、人々との交流を楽しみながらゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）が進められている。

■ ふれあいファーム

道では、平成9年度から都市住民との交流活動に意欲的な農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録。道民に気軽に農場を訪れてもらい、農作業体験や農業者の方々との語らいを通して、日ごろ接する機会の少ない農業の実際の姿に触れ、農村の魅力を感じてもらうための交流拠点の役割を果たすもの。登録農場では、田植えや稲刈り、野菜や果実の収穫、加工体験、農産物の直売、ファームレストラン、ファームイン等、農業者自らの創意と工夫を凝らした様々な取組が行われている。

■ 北海道米の道内食率

道内で消費される米に占める北海道米の割合のこと。

<や行>

■ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。「有機農業の推進に関する法律」第2条で定義されている。

■ 有機農産物

「日本農林規格等に関する法律」（J A S 法）に基づく、「有機農産物の日本農林規格」で基準が定められた生産方法の基準（有機 J A S 規格）により、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産された農産物をいう。

■ 遊休農地

過去1年以上作物を栽培せず、耕作できる状態が保たれていない農地又は周辺農地と比較して利用程度が著しく低い農地。

■ 優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。

<ら行>

■ ライブコマース

ライブ配信と電子商取引（E C）を組み合わせた販売形式で、配信者からリアルタイムで商品説明を受け、質問することができるため、詳細な商品情報が得られ、購入につながる割合が高いとされている。

■ 酪農ヘルパー

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。

酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りにくい実態にあるが、酪農ヘルパーの利用により休日を確保できる。

■ リスクコミュニケーション

リスク評価の結果やリスク管理の方法について情報を共有しつつ、リスク評価者、リスク管理者、消費者、生産者、事業者、研究者、流通・小売等の関係者が相互に情報や意見を交換すること。

■ 6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

< A B C >

■ B S E（牛海綿状脳症、Bovine Spongiform Encephalopathy）

牛の病気の一つ。B S Eに感染した牛では、プリオンと呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状（海綿状）になり、異常行動、運動失調等の中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている。

■ E C (電子商取引、Electronic Commerce)

物・サービスの売却あるいは購入を、企業、個人等の間でインターネット上で行われるもの。誰でも、時間や場所の制限なく参加できるというメリットがあり、その規模は近年ますます拡大傾向にある。

■ E P A (経済連携協定、Economic Partnership Agreement)

F T A (自由貿易協定、Free Trade Agreement)

関税の撤廃や制度の調整などによる相互の貿易促進を目的として、2以上の特定の国・地域との間で締結されるもので、物やサービスの貿易自由化を行う協定をF T Aといい、物やサービスの貿易自由化だけでなく、知的財産の保護、競争政策、協力の促進等、幅広い分野を含む協定をE P Aという。

■ G A P (農業生産工程管理、Good Agricultural Practices)

農業において、食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の持続可能性を確保するため、関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う持続的な改善活動のこと。

■ G I S (地理情報システム、Geographic Information System)

位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示して高度の分析や迅速な判断を可能にするシステムのこと。

■ G N S S (GPS) ガイダンスシステム (衛星測位システムを活用したガイダンスシステム)

人工衛星からの位置情報を受信してトラクターの走行位置や走行ラインを画面に表示する機器。G N S Sとは、衛星測位システムの総称 (Global Navigation Satellite Systemの略)。

G P Sとは、アメリカ合衆国によって運用される衛星測位システム (Global Positioning Systemの略)。

■ H A C C P (ハザップ又はハセップ、Hazard Analysis and Critical Control Point)

米国のN A S A (アメリカ航空宇宙局) で宇宙食の安全性確保のために開発された食品衛生管理システムで、最終製品を抜き取って検査する従来の方法とは違い、原料の受入れから製造・出荷までの各工程において、健康に害を及ぼす可能性をチェックし、対策を立て、特に重要な工程について、集中的な衛生管理を行うことにより、安全性を高める手法のこと。

■ I C T (情報伝達技術、Information and Communication Technology)

情報や通信に関する技術の総称。I Tに「Communication」(通信・伝達)という言葉が入っており、I Tよりも通信によるコミュニケーションの重要性を強調。

単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視している。

■ I o T (モノのインターネット、Internet of Things)

様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され、(単につながるだけでなく、モノがインターネットのようにつながる)、情報交換することにより相互に制御(自動認識や自動制御)する仕組み。

■ K O L (キー・オピニオン・リーダー、Key Opinion Leader)

情報発信を目的とせず、顧客コミュニティーをリードする立場の人。

■ R C E P (地域的な包括的経済連携、Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement)

日本、中国、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランドの6か国がA S E A Nと持つ5つのF T Aを束ねる広域的な包括的連携協定であり、2011年11月にA S E A Nが提唱し、2012年11月のA S E A N関連首脳会合において交渉立ち上げが宣言され、翌年から交渉が開始。2020年11月の第4回R C E P首脳会議の機会に署名が行われ、2022年1月に発効した。

■ S D G s (「持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしている。

■ T M R (完全混合飼料、Total Mixed Rations)

乳牛が必要とする栄養素(粗飼料と濃厚飼料)がバランスよく配分されている飼料のこと。

飼料成分が均一であるため、第一胃内の発酵を安定させることができ、乳量、乳質を高位に安定させ消化器系の疾病を減らし、繁殖成績を向上させる働きがある。

■ T P P 協定 (環太平洋パートナーシップ協定、Trans-Pacific Partnership Agreement)

2010年に交渉が開始されたE P A。日本は2013年7月から交渉に参加し、12か国(オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム)により交渉が進められ、2015年10月、大筋合意し、2016年2月、署名に至ったが、2017年1月に米国が離脱を宣言。

このため、11か国がT P Pの早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(C P T P P)を大筋合意し、2018年3月に署名が行われ、12月に発効した。

(CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for TPP)

T P P協定は、物品貿易だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築するとされている。

■ W T O (世界貿易機関、World Trade Organization)

G A T T (関税と貿易に関する一般協定)体制に代わり、貿易に関する協定の管理や加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関として、1995年1月に発足。本部はスイスのジュネーブ。

■ YES!clean表示制度 (北のクリーン農産物表示制度)

農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用基準や他の農産物と分別して収穫・保管・出荷するなど、一定の基準をクリアした生産集団が生産・出荷する農産物に「YES!cleanマーク」を表示し、併せて、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報を知らせる道独自の表示制度で「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

○表紙写真（新顔野菜を栽培・生産している農家さん・P98コラム参照）

上 らっかせい（芽室町）

中 にんにく（北見市）

下 さつまいも（由仁町）

「令和4年度（2022年度）北海道農業・農村の動向」

令和5年（2023年）6月発行

発行 北海道
編集 農政部農政課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5376（直通）
FAX 011-232-4126